

国立大学法人東京農工大学会計事務取扱規程の一部改正

現行	改正	改正理由																								
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条―第9条)</p> <p>第2章 雑則(第10条・第11条)</p> <p>附則</p> <p>別表第1(第4条関係)</p> <p>会計機関の職位</p> <table border="1" data-bbox="179 630 840 959"> <thead> <tr> <th>会計機関等</th> <th>会計機関として指定する職位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出納命令役</td> <td>次長のうちから学長が指名する者</td> </tr> <tr> <td>出納役</td> <td>課長(財務課長を除く。)のうちから学長が指名する者</td> </tr> <tr> <td>契約担当役</td> <td>学長</td> </tr> <tr> <td>資金前渡役</td> <td>必要な場合に設置</td> </tr> <tr> <td>財産管理役</td> <td>次長のうちから学長が指名する者</td> </tr> </tbody> </table>	会計機関等	会計機関として指定する職位	出納命令役	次長のうちから学長が指名する者	出納役	課長(財務課長を除く。)のうちから学長が指名する者	契約担当役	学長	資金前渡役	必要な場合に設置	財産管理役	次長のうちから学長が指名する者	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条―第9条)</p> <p>第2章 雑則(第10条・第11条)</p> <p>附則</p> <p>別表第1(第4条関係)</p> <p>会計機関の職位</p> <table border="1" data-bbox="1075 630 1848 959"> <thead> <tr> <th>会計機関等</th> <th>会計機関として指定する職位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出納命令役</td> <td>次長のうちから学長が指名する者</td> </tr> <tr> <td>出納役</td> <td>財務課副課長のうちから学長が指名する者</td> </tr> <tr> <td>契約担当役</td> <td>学長</td> </tr> <tr> <td>資金前渡役</td> <td>必要な場合に設置</td> </tr> <tr> <td>財産管理役</td> <td>次長のうちから学長が指名する者</td> </tr> </tbody> </table>	会計機関等	会計機関として指定する職位	出納命令役	次長のうちから学長が指名する者	出納役	財務課副課長のうちから学長が指名する者	契約担当役	学長	資金前渡役	必要な場合に設置	財産管理役	次長のうちから学長が指名する者	
会計機関等	会計機関として指定する職位																									
出納命令役	次長のうちから学長が指名する者																									
出納役	課長(財務課長を除く。)のうちから学長が指名する者																									
契約担当役	学長																									
資金前渡役	必要な場合に設置																									
財産管理役	次長のうちから学長が指名する者																									
会計機関等	会計機関として指定する職位																									
出納命令役	次長のうちから学長が指名する者																									
出納役	財務課副課長のうちから学長が指名する者																									
契約担当役	学長																									
資金前渡役	必要な場合に設置																									
財産管理役	次長のうちから学長が指名する者																									

附 則(令和2年4月20日規程第23号)

この規程は、令和2年4月20日に施行し、令和2年4月1日から適用する。